

「会則別紙2新旧対照表」

(現行会則)

会則別紙2

扶桑カントリー倶楽部 名義変更手続要項

手 続	1. 必要書類の提出 譲受人および譲渡人の書類(下記の必要書類①、②)をまとめてご提出ください 2. 資格審査 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います 3. 審査結果通知 譲受人宛に郵送します(承認の場合、変更料請求書を同封) 4. 名義変更料の振込 入金確認後、会員資格が付与されます ※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払いは銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等での支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。														
条 件	1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること 法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること 2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと 3. 譲渡人に年会費未払い等の問題がないこと 4. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること														
必要書類	① 譲受人(入会)必要書類 ① 入会申込書(法人用または個人用) ② 委任状(譲受人用) ③ 名義変更申請書 譲渡人と連記 ④ 印鑑証明書 法人の場合は法人のもののみ ⑤ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け) タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの ⑥ 法人の履歴事項全部証明書 法人の場合のみ必要 ⑦ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印														
	② 譲渡人(退会)必要書類 ① 名義変更申請書 譲渡人と連記 ② 委任状(譲渡人用) ③ 会員権の証書 ④ 印鑑証明書 法人の場合は法人のもののみ ⑤ 法人の履歴事項全部証明書 法人の場合のみ必要 * 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。 * 譲渡人の氏名・商号・所在地等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いすることがあります。 * 相続の場合は、別紙「相続における同意書」、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図(法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類)が必要です。 * 被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。 * 親族間譲渡による変更料の割引には、続柄を証する戸籍の全部事項証明書が必要です。														
名義変更料 (消費税込)	<table> <tr> <th></th><th>正会員</th><th>平日会員</th></tr> <tr> <td>一般</td><td>110,000 円</td><td>55,000 円</td></tr> <tr> <td>相続または3親等内親族間の場合</td><td>27,500 円</td><td>27,500 円</td></tr> <tr> <td>登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)</td><td>27,500 円</td><td>27,500 円</td></tr> </table>		正会員	平日会員	一般	110,000 円	55,000 円	相続または3親等内親族間の場合	27,500 円	27,500 円	登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)	27,500 円	27,500 円		
	正会員	平日会員													
一般	110,000 円	55,000 円													
相続または3親等内親族間の場合	27,500 円	27,500 円													
登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)	27,500 円	27,500 円													
年会費 (消費税込)	1. 期 間 1月1日～12月31日 ※前払い制(継承可) 2. 金 額 <table> <tr> <th></th><th>正会員</th><th>平日会員</th></tr> <tr> <td></td><td>33,000 円</td><td>22,000 円</td></tr> </table>		正会員	平日会員		33,000 円	22,000 円								
	正会員	平日会員													
	33,000 円	22,000 円													
書類送付先 連絡先	<table> <tr> <th>書類送付先</th><th>連絡先</th></tr> <tr> <td>扶桑カントリー倶楽部 会員課 〒309-1731 茨城県笠間市上市原1100</td><td>電話 0296-77-7411 FAX 0296-77-7417</td></tr> </table>	書類送付先	連絡先	扶桑カントリー倶楽部 会員課 〒309-1731 茨城県笠間市上市原1100	電話 0296-77-7411 FAX 0296-77-7417										
書類送付先	連絡先														
扶桑カントリー倶楽部 会員課 〒309-1731 茨城県笠間市上市原1100	電話 0296-77-7411 FAX 0296-77-7417														

会則は当社との契約内容を記載したものですので、よくお読みになったうえで入会をお申込みください。

(2026年1月1日より改訂)

会則別紙2

扶桑カントリー倶楽部 名義変更手続要項

手 続	1. 必要書類の提出 2. 資格審査 3. 審査結果通知 4. 名義変更料の振込		譲受人および譲渡人の書類(下記の必要書類①、②)をまとめてご提出ください 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います 譲受人宛に郵送します(承認の場合、変更料請求書を同封) 入金確認後、会員資格が付与されます ※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払いは銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等での支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。													
条 件	1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること 法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること 2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと 3. 譲渡人に年会費未払い等の問題がないこと 4. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること															
必要書類	① 譲受人(入会)必要書類															
	① 入会申込書(法人用または個人用) ② 委任状(譲受人用) ③ 名義変更申請書 ④ 印鑑証明書 ⑤ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け) ⑥ 法人の履歴事項全部証明書 ⑦ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書															
必要書類	① 譲渡人(退会)必要書類															
	① 名義変更申請書 ② 委任状(譲渡人用) ③ 会員権の証書 ④ 印鑑証明書 ⑤ 法人の履歴事項全部証明書															
名義変更料 (消費税込)	* 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。 * 譲渡人の氏名・商号・所在地等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いすることがあります。 * 相続の場合は、別紙「相続における同意書」、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図(法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類)が必要です。 * 被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。 * 親族間譲渡による変更料の割引には、続柄を証する戸籍の全部事項証明書が必要です。															
	<table><tr><td></td><td>正会員</td><td>平日会員</td></tr><tr><td>一般</td><td>110,000 円</td><td>55,000 円</td></tr><tr><td>相続または3親等内親族間の場合</td><td>27,500 円</td><td>27,500 円</td></tr><tr><td>登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)</td><td>27,500 円</td><td>27,500 円</td></tr></table>					正会員	平日会員	一般	110,000 円	55,000 円	相続または3親等内親族間の場合	27,500 円	27,500 円	登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)	27,500 円	27,500 円
	正会員	平日会員														
一般	110,000 円	55,000 円														
相続または3親等内親族間の場合	27,500 円	27,500 円														
登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)	27,500 円	27,500 円														
年	1. 期 間 1月1日～12月31日 ※前払い制(継承可) 2. 金 額															
書類送付先 連絡先	<table><tr><td colspan="2">正会員</td><td colspan="2">平日会員</td></tr><tr><td>2026年</td><td>36,300 円</td><td>2026年</td><td>24,200 円</td></tr><tr><td>2027年以降</td><td>39,600 円</td><td>2027年以降</td><td>26,400 円</td></tr></table>				正会員		平日会員		2026年	36,300 円	2026年	24,200 円	2027年以降	39,600 円	2027年以降	26,400 円
	正会員		平日会員													
2026年	36,300 円	2026年	24,200 円													
2027年以降	39,600 円	2027年以降	26,400 円													
書類送付先 連絡先	書類送付先															
	連絡先															

「会則別紙4ー①新旧対照表」

(現行会則)

会則別紙4ー①

扶桑カントリー倶楽部 会員プレー料金			月曜から金曜	土曜	日祝日
プレーフィ	正会員		4,180 円	6,380 円	6,380 円
	平日会員		4,180 円	6,380 円	—
	ジュニア会員		2,200 円	2,200 円	2,200 円
割増カートフィ(セルフプレー)	1R	3B	0 円	0 円	0 円
		2B	0 円	2,200 円	2,200 円
		1B	—	—	—
キャディフィ	1R	4B	3,773 円	3,773 円	3,773 円
		3B	4,323 円	4,323 円	4,323 円
		2B	4,983 円	4,983 円	4,983 円
		1B	—	—	—
追加ハーフプレーフィ	正会員		1,100 円	1,100 円	1,100 円
	平日会員		1,100 円	1,100 円	—
	ジュニア会員		1,100 円	1,100 円	1,100 円
追加ハーフカートフィ	0.5R	4B	1,887 円	1,887 円	1,887 円
		3B	2,162 円	2,162 円	2,162 円
		2B	2,492 円	2,492 円	2,492 円
		1B	—	—	—
ハーフプレーフィ	正会員		2,200 円	2,750 円	2,750 円
	平日会員		2,200 円	2,750 円	—
	ジュニア会員		1,980 円	1,980 円	1,980 円
ゴルフ場利用税			550 円	550 円	550 円

※ 記載料金(ゴルフ場利用税を除く)は消費税込となります。
※ プレーフィは、グリーンフィ、諸経費、カートフィです。
※ 食事は別料金となります。



(2026年1月1日より改訂)

会則別紙4ー①

扶桑カントリー倶楽部 会員プレー料金			月曜から金曜	土曜	日祝日
プレーフィ	正会員		4,180 円	6,600 円	6,600 円
	平日会員		4,180 円	6,600 円	—
	ジュニア会員		2,200 円	2,200 円	2,200 円
割増カートフィ(セルフプレー)	1R	3B	0 円	0 円	0 円
		2B	0 円	2,200 円	2,200 円
		1B	—	—	—
キャディフィ	1R	4B	3,773 円	3,773 円	3,773 円
		3B	4,323 円	4,323 円	4,323 円
		2B	4,983 円	4,983 円	4,983 円
		1B	—	—	—
追加ハーフプレーフィ	正会員		1,100 円	1,100 円	1,100 円
	平日会員		1,100 円	1,100 円	—
	ジュニア会員		1,100 円	1,100 円	1,100 円
追加ハーフカートフィ	0.5R	4B	1,887 円	1,887 円	1,887 円
		3B	2,162 円	2,162 円	2,162 円
		2B	2,492 円	2,492 円	2,492 円
		1B	—	—	—
ハーフプレーフィ	正会員		2,200 円	2,750 円	2,750 円
	平日会員		2,200 円	2,750 円	—
	ジュニア会員		1,980 円	1,980 円	1,980 円
ゴルフ場利用税			550 円	550 円	550 円

※ 記載料金(ゴルフ場利用税を除く)は消費税込となります。
※ プレーフィは、グリーンフィ、諸経費、カートフィです。
※ 食事は別料金となります。

「会則別紙6新旧対照表」

(現行会則)

会則別紙6

扶桑カントリー倶楽部 諸料金一覧

料金種目	正会員	平日会員	ジュニア会員
年会費	33,000 円	22,000 円	6,600 円
バッグ保管料(年間)	9,900 円	9,900 円	9,900 円
証書再発行手数料	16,500 円	16,500 円	16,500 円
バッグタグ再発行手数料	3,300 円	3,300 円	3,300 円

(消費税込)

- ※ 入会金は別紙1「入会手続要項」に定めます。
- ※ 名義変更料は別紙2「名義変更手続要項」に定めます。
- ※ 登録者変更料は別紙2「登録者変更手続要項」に定めます。



(2026年1月1日より改訂)

会則別紙6

扶桑カントリー倶楽部 諸料金一覧

料金種目	正会員	平日会員	ジュニア会員
年会費(2026年)	36,300 円	24,200 円	6,600 円
年会費(2027年以降)	39,600 円	26,400 円	6,600 円
バッグ保管料(年間)	9,900 円	9,900 円	9,900 円
証書再発行手数料	16,500 円	16,500 円	—
バッグタグ再発行手数料	3,300 円	3,300 円	3,300 円

(消費税込)

- ※ 入会金は別紙1「入会手続要項」に定めます。
- ※ 名義変更料は別紙2「名義変更手続要項」に定めます。
- ※ 登録者変更料は別紙2「登録者変更手続要項」に定めます。
- ※ジュニア会員には会員権証書は発行しません。

「会則別紙1－②新旧対照表」

(現行会則)

会則 別紙1－②

扶桑カントリー倶楽部 入会手続要項【ジュニア会員】

手 続	1. 必要書類の提出 本要項に記載の必要書類をご提出ください 2. 資格審査 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います 3. 審査結果通知 入会申込者に連絡します 入会が承認された場合、下記の書類を郵送します (1) 入会資格審査承認書 (2) 入会金に関する御請求書 (3) 特定商取引に関する法律第5条で定める書面 4. 入会金の振込 入金確認後、会員資格が付与されます ※ 入会金のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。入会金のお支払いは銀行振込のみとなり、フロントにて現金等での支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。
条 件	1. 入会申込時の年齢が18歳未満であること 2. 日本国内に在住していること 3. 親権者が日本国内に印鑑登録していること 4. 入会者及び親権者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと 5. 資格審査において承認を得た後、特定商取引に関する法律第4条で定める書面に記載の金額を入金すること
必要書類	① 入会申込書(個人用) ② 確認書 ③ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け) タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの ④ 親権者の印鑑証明書 ⑤ 入会者と親権者の続柄が確認できる戸籍の全部事項証明書 ⑥ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印 * 印鑑証明書、全部事項証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。



(2026年1月1日より改訂)

会則 別紙1－②

扶桑カントリー倶楽部 入会手続要項【ジュニア会員】

手 続	1. 必要書類の提出 本要項に記載の必要書類をご提出ください 2. 資格審査 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います 3. 審査結果通知 入会申込者に連絡します 入会が承認された場合、下記の書類を郵送します (1) 入会資格審査承認書 (2) 入会金に関する御請求書 (3) 特定商取引に関する法律第5条で定める書面 4. 入会金の振込 入金確認後、会員資格が付与されます ※ジュニア会員には、会員権証書を発行しません。 ※ 入会金のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。入会金のお支払いは銀行振込のみとなり、フロントにて現金等での支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。
条 件	1. 入会申込時の年齢が18歳未満であること 2. 日本国内に在住していること 3. 親権者が日本国内に印鑑登録していること 4. 入会者及び親権者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと 5. 資格審査において承認を得た後、特定商取引に関する法律第4条で定める書面に記載の金額を入金すること
必要書類	① 入会申込書(個人用) ② 確認書 ③ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け) タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの ④ 親権者の印鑑証明書 ⑤ 入会者と親権者の続柄が確認できる戸籍の全部事項証明書 ⑥ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印 * 印鑑証明書、全部事項証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。

「会則別紙9新旧対照表」

(現行会則)

会則 別紙9

扶桑カントリー倶楽部 退会手続要項

手 続	1. 本要項に記載の必要書類をご提出いただいた後、審査を経て結果をご通知いたします。 ※ 会員権の証書を紛失された場合は、事前に当該証書の無効公告を行います。 異議申立ての催告期間(3ヶ月間)が経過するまで退会申請を受付できません。 ※ 退会申請が翌年1月1日以降となる場合は、翌年分の年会費をお支払ください。 ※ 別権利者(担保権者、質権者等)がいる場合には、退会できません。 2. 退会承認書が届きましたら、退会手続は完了です。 ※ 退会承認後は退会の撤回はできません。 ※ 未収年会費がある場合は、預託金と相殺させていただきます。 * 預託金の償還につきましては、以下のとおりお願いいたします。 ・据置期間経過前の場合 → 据置期間経過後に改めてお問合せください。 ・据置期間経過後の場合 → 別紙『預託金償還請求書』をご提出ください。						
必要書類	① 退会申請書 ② 会員権の証書 ③ 印鑑証明書 ④ 履歴事項全部証明書 法人会員の場合は法人のもののみ 法人会員の場合のみ必要 ※ 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。						
書類送付先 連絡先	<table border="0"> <tr> <td>書類送付先</td><td>連絡先</td></tr> <tr> <td>扶桑カントリー倶楽部 会員課</td><td>電話 0296-77-7411</td></tr> <tr> <td>〒309-1731 茨城県笠間市上市原1100</td><td>FAX 0296-77-7417</td></tr> </table>	書類送付先	連絡先	扶桑カントリー倶楽部 会員課	電話 0296-77-7411	〒309-1731 茨城県笠間市上市原1100	FAX 0296-77-7417
書類送付先	連絡先						
扶桑カントリー倶楽部 会員課	電話 0296-77-7411						
〒309-1731 茨城県笠間市上市原1100	FAX 0296-77-7417						



(2026年1月1日より改訂)

会則 別紙9

扶桑カントリー倶楽部 退会手続要項

手 続	1. 本要項に記載の必要書類をご提出いただいた後、審査を経て結果をご通知いたします。 ※ 会員権の証書(ジュニア会員を除く)を紛失された場合は、事前に当該証書の無効公告を行います。 異議申立ての催告期間(3ヶ月間)が経過するまで退会申請を受付できません。 ※ 退会申請が翌年1月1日以降となる場合は、翌年分の年会費をお支払ください。 ※ 別権利者(担保権者、質権者等)がいる場合には、退会できません。 2. 退会承認書が届きましたら、退会手続は完了です。 ※ 退会承認後は退会の撤回はできません。 ※ 未収年会費がある場合は、預託金と相殺させていただきます。 * 預託金の償還につきましては、以下のとおりお願いいたします。 ・据置期間経過前の場合 → 据置期間経過後に改めてお問合せください。 ・据置期間経過後の場合 → 別紙『預託金償還請求書』をご提出ください。						
必要書類	① 退会申請書 ② 会員権の証書(ジュニア会員を除く) ③ 印鑑証明書 ④ 履歴事項全部証明書 法人会員の場合は法人のもののみ 法人会員の場合のみ必要 ※ 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。						
書類送付先 連絡先	<table border="0"> <tr> <td>書類送付先</td><td>連絡先</td></tr> <tr> <td>扶桑カントリー倶楽部 会員課</td><td>電話 0296-77-7411</td></tr> <tr> <td>〒309-1731 茨城県笠間市上市原1100</td><td>FAX 0296-77-7417</td></tr> </table>	書類送付先	連絡先	扶桑カントリー倶楽部 会員課	電話 0296-77-7411	〒309-1731 茨城県笠間市上市原1100	FAX 0296-77-7417
書類送付先	連絡先						
扶桑カントリー倶楽部 会員課	電話 0296-77-7411						
〒309-1731 茨城県笠間市上市原1100	FAX 0296-77-7417						